

# 福島県「県民健康調査」甲状腺検査一次検査者資格認定等に関する委員会設置要項

平成 29 年 2 月 22 日  
一般社団法人福島県医師会

## 第 1. 目 的

この要項は、福島県が実施する「県民健康調査」甲状腺検査（以下単に「甲状腺検査」という。）一次検査（超音波検査）について、当該検査を行う医師、技師（診療放射線技師、臨床検査技師、超音波検査士）の資格（以下単に「資格」という。）の認定等を行うための委員会の設置に必要な事項を定める。

## 第 2. 福島県甲状腺検査支援合同委員会

一般社団法人福島県医師会（以下単に「福島県医師会」という。）に、福島県甲状腺検査支援合同委員会（以下「合同委員会」という。）を置く。

- 2 合同委員会は、甲状腺に関する七学会（日本甲状腺学会、日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会、日本超音波医学会、日本超音波検査学会、日本小児内分泌学会及び日本乳腺甲状腺超音波医学会）のいずれかの理事、福島県内の日本甲状腺学会専門医、福島県内の日本内分泌・甲状腺外科学会専門医、福島県内の日本超音波医学会認定超音波検査士（体表臓器）、福島県医師会の代表、一般社団法人福島県臨床検査技師会の代表、公益社団法人福島県診療放射線技師会の代表等で構成される。
- 3 合同委員会の委員長及び副委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 4 合同委員会は、甲状腺検査一次検査者の認定等に係る総括的な検討を行う。
- 5 第 3 に規定する試験問題作成委員会及び第 4 に規定する資格判定委員会の委員は合同委員会の委員長が指名する。

## 第 3. 試験問題作成委員会

合同委員会に、試験問題作成委員会を置く。

- 2 試験問題作成委員会に委員長を置き、委員長は当該委員会委員の互選により決定する。
- 3 試験問題作成委員会は、資格の認定に係る試験問題の作成を行う。
- 4 試験問題作成委員会は、試験問題の作成に関して必要に応じて他の

合同委員会委員と協議を行うことができるものとする。

#### 第4．資格判定委員会

合同委員会に、資格判定委員会を置く。

- 2 資格判定委員会に委員長を置き、委員長は当該委員会委員の互選により決定する。
- 3 資格判定委員会は、資格認定試験の実施、資格認定試験の筆記試験及び実技試験の合否の判定及び更新の判定を行う。

#### 第5．細 則

この要項に定めのない事項については、合同委員会と福島県医師会が協議のうえ細則を定める。

- 2 合同委員会、試験問題作成委員会及び資格判定委員会の事務については、外部に委託できるものとする。

#### 附 則

- 第1 この要項は、平成29年2月22日から適用する。  
(平成29年2月22日理事会決定)